

上期 形審判員講習会・審査会実施要項及び組手更新審判員手続要項

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さてこのたび下記内容にて、「形 審判員講習会・審査会」を実施致します。なお今回は「組手審判員講習会」は実施致しません。組手更新者は、全空連指定の課題についてレポートを提出して頂きます。課題及び提出期限は申込締切後、申込者宛に別途通知と致します。

ご承知の通り、全空連審判規程変更に伴い、現在公認都道府県審判員への移行手続きが済んでいない「県形：旧県形 A」及び「県組手：旧県組手 A・B」の更新者は、公認都道府県審判員に新規移行登録するようになっています。

また静空連審判既定改定により、静形・静組手審判員の有資格者で公認都道府県審判員の資格基準（表1・表2）に達した者は公認都道府県審判員に新規移行登録（下記種別②・⑥）する事ができます。（要証明書添付）

更に、地区審判員資格の受審条件については、『公認都道府県審判員を取得した者が地区審判員資格を受審できるのは、公認都道府県審判員資格を受審した審査会期日から、地区審判員資格の審査会期日まで組手は2年以上、形は3年以上経過していなければならない』ともなっております。

※形・組手とも、現資格の有効期限が2022年3月31日の方は、令和3年度内に更新手続きをしないと、令和4年4月1日以降は資格失効となります。ご注意ください。

敬具

1、日 時 令和 3年 4月 11日（日）

形 審判 受付 9:00 ~ 9:15
形 講習、新規審査（実技・学科） 9:15 ~ 12:00

2、場 所 静岡市中央体育館 柔道場・剣道場

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 2-80 TEL 054-255-1010

駐車スペースはありません。最寄りのパーキングをご利用下さい。

3、受講料

	区	種 別	受講料	備 考
形	公認	① 公認都道府県形新規受審者	5,000 円	※新規登録料 5,500 円（合格者のみ後日納付）
		② 公認都道府県形更新者	5,500 円	公認都道府県形の更新と新規移行の登録料含む
	静形	③ 静形新規受審者	5,000 円	※新規登録料 3,000 円（合格者のみ後日納付）
		④ 静形更新者	6,000 円	
	講	⑤ 形講習のみ（見学を含む）	3,000 円	※希望者で年齢、資格不問
組手	公	⑥ 公認都道府県組手更新者	5,500 円	公認都道府県組手更新と新規移行の登録料含む
	静	⑦ 静組手更新者	6,000 円	

※ 講習済みで、他の期日に更新のみの手続きをすることは受け付けられません

※ 有効期限は資格取得の次年度から3年後の3月31日とする。

※ 更新者は有効期限内に必ず所定の講習を受講し、同時に更新すること。

特に、公認都道府県審判員は全空連会員証に記載の有効期限が切れないように必ず更新して下さい。

有効期限内に更新手続きをしない者はその資格を失う（組手・形とも）

※ 地区審判員取得者が資格失効した場合、1年以内に都道府県審判員の更新手続きをすることができる。

更新により都道府県審判員資格取得した者は次年度の地区審判員受審資格を得る。

更新手続きをしない者は都道府県審判員資格も失う

※ 失効者については、新規受審となります。

4、【形】新規受審者、公認都道府県審判員新規移行登録者の資格基準

(表1)

種 別	公認段位	空手道歴	年 齢	指導者資格	組手審判資格
公認都道府県形審判員	4 段以上	7 年以上	満 3 0 歳以上	日ス協公認 コーチ1以上	地区組手審判員以上
静空連形審判員（静形）	3 段以上				公認都道府県組手審判員以上

5、【組手】公認都道府県審判員新規移行登録者の資格基準 (表2)

種 別	公認段位	空手道歴	年 齢
公認都道府県組手審判員	3 段以上	7 年以上	満 25 歳以上

6、申込手続 下記の該当する「申込書」に記入の上、「申込み先」に送付して下さい。

【形】形講習受講希望者（種別①～⑤）は、「形審判員講習会 講習受講者・新規・更新者申請書」に記入。なお、公認都道府県形審判員の新規受審者（種別①）、更新・新規移行登録者（種別②）は「公認都道府県形審判員講習会・審査会申込書」を、静空連形審判員の新規受審者（種別③）、更新者（種別④）は「静形審判員審査・講習会申込書」を別途記入して提出下さい。

【組手】組手更新者（種別⑥～⑦）は、「静組手審判員更新者」「公認都道府県組手審判員更新者・新規移行」登録申請書に記入。なお、公認都道府県組手審判員の更新、新規移行登録者（種別⑥）は、「公認都道府県組手審判員更新者申込書」も別途記入して提出下さい。

※ 申込書に添付する全空連会員証について。手持ちの全空連会員証資格データが最新でない場合、全空連マイページよりダウンロードした会員証の写しを添付して下さい。

※ 公認都道府県審判員の資格基準（表1・表2）に達した新規移行登録者は「公認段位の証書」のコピーを添付して下さい。

申し込み先 〒 411-0801 三島市谷田小山 168-1 エトワールK302
 静空連審判委員会事務局 齋藤 潤 TEL 090-3459-9383
 E-mail:shizu_shinpan@yahoo.co.jp
 電子メールで申請する場合は、押印は不要です。

振込先 講習料を下記の郵便振替先に必ず支部長名にて払い込み下さい。

郵便振替	口座番号	0 0 8 1 0 - 8 - 1 3 6 5 4 6
	加入者名	齋藤 潤 (サイトウ ジュン)

*他金融機関からの口座番号 ゆうちょ銀行 089店 当座136546 名義 齋藤 潤

*振込期間 令和3年4月1日(木)～4月10日(土) ※期間外の入金はご遠慮下さい。

7、申込期限 令和 3年 3月 31日 (水)

※ 締め切り後は一切受け付けません。当日の現金の徴収、FAXの受付も受け付けません。

※ 申請書は氏名・生年月日等は楷書で正確に記入し、誤りのないこと。

8、その他 a. 受審者は全空連会員であること。 事前に各自にて全空連会員登録を済ませておくこと。

申請中の場合は[申請中]と記入し、全空連会員番号がわかり次第連絡すること。

b. 服 装 審判員の服装

c. 携行品 全空連会員証・笛・審判規定・筆記用具・定められた審判員の靴

※形の新規受審者は学科試験がありますので、筆記具持参のこと。

d. 新規受審者の受審結果は、後日通知します。

※支部長は合格者の登録料等、通知結果を取りまとめて、別途指定の日時まで、

上記、項目6の振込先に支部長名にて振り込むこと。※遅れた場合は、原則として無効になります。

新規登録料（合格者のみ後日納付）

全空連公認都道府県形審判員	5,500円
静形審判員	3,000円

e. 注意事項

一旦納入された審査料・更新料・講習料は返却いたしません。